

## 第23章 金融に関するその他の国際的フォーラム

マクロ経済に対する金融セクターの安全性の重要性が増していること、更に、資金洗浄対策やテロ資金供与対策における国際的協調の必要性が高まっていること等から、前章に述べた規制監督当局により構成される国際的フォーラム以外においても金融に関する検討が活発化している。また、WTO等の場における金融サービス貿易の自由化交渉も本格化してきている。金融庁は、我が国の立場を反映させるとともに、国際的な金融システムの安定化、資金洗浄対策等における国際的協調体制の確立及び金融サービス貿易の自由化等に資するため、こうしたフォーラムに積極的に参加している。

### 第1節 国際通貨基金（IMF）

#### I 概要

国際通貨基金（International Monetary Fund：IMF）は1944年7月、米国ブレトン・ウッズにおいて開催された連合国通貨金融会議において調印されたIMF協定に基づき、1946年3月に設立された国際機関である。その目的は、①通貨に関する国際協力を促進すること、②為替の安定を促進すること、③加盟国の国際収支不均衡を是正させるため基金の一般資金を一時的に加盟国に利用させること等である。本部所在地は、ワシントンDC、専務理事はケーラー（前欧州復興開発銀行総裁、ドイツ人）である。最高意思決定機関は総務会（全加盟国の大臣級からなる）であり、原則として年一回総会を開催するが、通常業務については、我が国任命理事を含め、24名の理事からなる理事会が意思決定機関となっている。

#### II 活動状況

当庁との関係については、近年IMFがアジア通貨危機等も踏まえ、金融システム評価プログラム（FSAP）を実施する等、各国金融システムの安定性についての分析を重視してきていることもあり、金融セクターに関する活動の重要性が増してきている。最近1年間におけるIMF関係の事務の概要については以下のとおり。

##### 1. IMF 4条協議

IMFはIMF協定第4条に基づき、年一度加盟国の経済状況を協議することとされている。わが国の協議については、通常毎年夏に理事会が開催され、その結果がPIN（Public Information Notice）として発表されるとともに、理事会で検討された4条協議報告書が公表される。当庁は、IMFに対し、我が国の4条協議報告書の作成作業の一環として、当庁の業務・施策、我が国の金融セクターの状況等について説明を行うとともに、我が国の4条協議報告書の作成作業に参画している。

## 2. その他IMFの刊行物（WEO、GFSR等）

IMFは、通常年二回の「世界経済見通し（WEO:World Economic Outlook）」及び、年四回の「国際金融安定性報告書」（GFSR:Global Financial Stability Report、平成14年3月から）を刊行しているが（このGFSRについては、昨年7月までは、「国際資本市場報告書」（ICM:International Capital Market）という名称で刊行されていた）、これらにおいて我が国金融システムに関する記述がなされている。これらの刊行物について、我が国の金融行政及び金融セクターの状況等につき、正確な情報、適切な評価が載せられるよう、IMF側の理解の促進に向けて努めてきている。

## 3. 金融セクター評価プログラム（FSAP）

- (1) 金融システムの健全性把握がマクロ経済政策や金融セクターに関する政策策定に不可欠との認識や、近年の経済危機において金融セクターの脆弱性がマクロ経済の混乱の要因となった経験から、IMF・世銀は、1999年5月における理事会で加盟国の金融システムを評価・モニターし、強化を図る共同作業（FSAP:Financial Sector Assessment Program）を実施することに合意した。
- (2) FSAPは全IMF加盟国を対象としており、自発的に同プログラム参加を表明した国に対し、IMF、世銀及び外部（先進国の金融監督当局など）の専門家が、当該国の金融政策の透明性、銀行・証券・保険の監督・規制、支払・決済制度等につき評価を行い、その結果を理事会に報告するものである。
- (3) 1999年5月の理事会でFSAPの実施を決定して以降、2002年5月現在、46カ国が実施もしくは実施中である。2002年5月以降、更に29カ国の実施が決まっている。現在年約24カ国のペースで作業が進んでおり、全加盟国実施までに6～8年を要する見込みである。
- (4) FSAPは、途上国だけでなく、範を示すとの考え方から先進国も参加することとなっている。G7についてはカナダが1999年に既に実施した他、イギリスは2002年、ドイツも2003年から実施することとなっている。
- (5) 我が国については、その実施に向けて事務レベルで協議中であり、2002年度中には評価作業が開始される予定である。
- (6) なお、FSAPは、あくまで、任意の評価作業であり、IMFが個別の金融機関を検査するといった性格のものではない。